

福島復興・創生期間に必要な長期の財源確保を求める意見書

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）から4年5カ月以上が経過した。福島県を取り巻く現状は、原子力災害が収束していないことに加え、本市からの避難者を含み県内外で約11万人の福島県民が避難生活を余儀なくされていることなど、いまだに厳しい状況にある。

福島県においては、廃炉・汚染水対策、除染、中間貯蔵施設への搬入、被災者の生活再建、インフラ復旧、さらには原発事故による風評被害が継続中であり、また、原発事故による大きな被害のあった12市町村や、本市を初めとする津波被災地も存在し、いわば県内全域が被災地域であることから、復旧・復興の進捗を他の被災県と等しく取り扱うことはできない状況にある。

発災から5年目に当たり、被災地域では、早期帰還に向けた環境整備や新しい生活を選ぶ方々への支援など、復興が進んでいく一方で、新たに直面する課題やいまだ解決に至っていない課題も存在している。そのため、原子力災害からの復興・再生には特に長期間を要する点を改めて認識し、あらゆる施策を着実に講じていかなければならない。

よって、国においては、本市を含む福島県の復興を迅速かつ着実に進めるため、平成28年度以降の復興・創生期間において必要な、長期にわたる財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月17日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
復興大臣	竹下亘様

いわき市議会議長 根本 茂